

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(概要)

労災保険率は、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害発生状況等を考慮して、事業の種類ごとに定めることとされ、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3年ごとに改定を行っており、今般、平成27年度の改定のため、所要の改正を行う。

<改正概要>

1. 労災保険率の改定

一般保険料に係る保険料率について、過去3年間の災害発生状況等を考慮し、改定するとともに、あわせて一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率、海外派遣者の特別加入に係る第三種特別加入保険料率についても改定する。（徴収則別表第1、第16条第1項、別表第5、第23条の3関係）

※ 平均労災保険率 平成24年度改定時 4.8/1,000 ⇒ 平成27年度改定時 4.7/1,000

2. 労務費率の改定

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を改定する。（徴収則別表第2関係）

3. 請負金額の取扱いの改正及び労務費率の暫定措置の廃止

労務費率の改定に際し、請負による建設の事業に係る賃金総額の算定基礎となる請負金額は、消費税額（地方消費税額を含む。）を含まないものとする。

また、労務費率に係る暫定的な取扱い（賃金総額の算定に当たり、請負金額に105/108を乗じて得た額に所定の労務費率を乗ずるとしていたもの）を廃止する。（徴収則第13条等関係）

施行期日：平成27年4月1日